

## 総合環境センター排水処理施設汚水槽清掃業務委託仕様書

### 1 目的

本業務は、総合環境センター排水処理施設において、各汚水槽に沈殿している堆積物の清掃作業を行うことで、排水処理施設を良好な状態に保つため実施するものである。

### 2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

秋田市総合環境センター 排水処理施設ほか（別紙図面参照）

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

### 4 有資格者の配置

槽内清掃に当たり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。

### 5 使用車両

次の車種又は同等の能力を有する車両を使用して実施すること。

- (1) 強力吸引車 8.0t
- (2) 高圧洗浄車 2.8m<sup>3</sup>、20MPa

### 6 業務内容

#### (1) 作業箇所

別紙図面の清掃予定箇所から、委託者が指定する箇所を清掃するものとする。

#### (2) 作業時間

作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。この時間以外に作業が必要となったときは、事前に監督員の許可を得て、他の時間帯に行うこと。

#### (3) 作業頻度

作業頻度は、年間3回を予定し、1回の作業で使用する車両は、強力吸引車2台および高圧洗浄車1台とする。

## 7 事前準備

受託者は、必要に応じて事前に清掃箇所の状況を確認し、業務を円滑に遂行できるよう準備すること。

## 8 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに(1)、(2)の書類を提出すること。また、作業実施ごとに(3)の書類を提出すること。

- (1) 使用車両の車検証の写し
- (2) 作業員名簿
- (3) 作業状況写真
- (4) その他監督員が指定する書類

## 9 安全管理

- (1) 受託者は、本業務実施に当たり、関係法令、条例その他を遵守するとともに、作業員には安全具および安全装置を適正に使用させ、労働災害発生の防止に努めること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏の恐れがある槽内の清掃を実施するときには、作業前および作業中に酸素濃度等を測定し、労働災害防止に努めること。また、測定を実施したときは、その測定結果を提出すること。

## 10 損害

受託者は、本業務の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに監督員に報告するとともに、必要な応急措置を講じ、受託者の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

## 11 その他

受託者は、本仕様書又は業務の実施に疑義が生じたときは、監督員を通じて委託者と協議を行い、対応することとする。